

議案第 4 3 号

みよし市都市計画税条例の一部改正について

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市都市計画税条例の一部を改正する条例

みよし市都市計画税条例(昭和 4 0 年三好町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>5 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の事例)</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 附則第 6 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附</u></u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>4 略</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の事例)</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 附則第 5 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3 (第 1 8 項を除く。)又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附</u></u></p>

則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.1 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.2 略

1.3 略

1.4 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.0 略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.1 略

1.2 略

1.3 略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1 5 略

1 6 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 7 法附則第15条第1項、第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第23項、第30項から第32項まで若しくは第36項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 8 略

1 4 略

1 5 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

1 6 法附則第15条第1項、第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第23項若しくは第30項から第32項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条第1項の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条第1項」とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 7 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のみよし市都市計画税条例附則第4項の規定は、令和8年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する特別特定建築物に対して課する令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。